平成２９年（フ）第９９３号
さいたま市桜区西堀６丁目３番28号　リエス西堀201号、旧住所さいたま市桜区西堀１丁目15番28―201号
債務者　水井　和子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５１号
埼玉県戸田市笹目５丁目30番地の１　グランデージＩＳＯ―305号室
債務者　牛嶋　悠太
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０３号
埼玉県川口市大字安行領根岸2813番地の２　サンライフ根岸106号
債務者　中田　智子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
埼玉県草加市柳島町289番地５　エステートセゾン201号
債務者　栗原　康弘
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
埼玉県熊谷市平戸2000番地　熊谷ダイヤモンドマンション202号室
債務者　大澤　行夫
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７９９号
千葉県市川市高谷２丁目２番18―308号　（クレール市川）
債務者　高橋　博明
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０６号
千葉県市原市五井1201番地１　上前原コーポ103
債務者　吉田　裕次
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８４０号
千葉市若葉区若松町368番地17　若松ハイツ１―103号
債務者　山﨑　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０４号
千葉県習志野市袖ケ浦５丁目14番５号
債務者　安達　隆弘
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０９号
千葉県船橋市前原東４丁目８番３号　ヴェルドミール106号
債務者　坂本　昌志
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２４号
千葉市花見川区花見川３番16棟102号
債務者　石川金太郎
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２８号
千葉県船橋市東船橋５丁目20番９号　ベルハイム103号
債務者　刀祢　晴美（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３０号
千葉市稲毛区小仲台７丁目22番５号　第１コーポ高橋Ｈ―45号
債務者　間柄　和雄
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３６号
千葉県市原市西五所23番地６　ファーストエデン202
債務者　小竹　正彦
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６２号
千葉市若葉区みつわ台５丁目30番１号　アヴェニューＫ304号
債務者　中原　弘喜
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３５号
千葉県船橋市東船橋１丁目35番10号　ピュアハイツ305号
債務者　秋葉　　優
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係